

役員及び評議員報酬・旅費規定

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の会（以下「当法人」という。）定款第8条及び、第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び旅費等について定めるものとする。

（業務命令）

第2条 役員の仕事は、理事長の業務命令により行われる。

（報酬）

第3条 理事長に対する報酬は日額20,000円とする。

2 監事が、監査を実施した場合…20,000円（源泉徴収後の額）

3 理事会に出席した監事及び理事（職員を除く）の報酬は5,000円（源泉徴収後の額）とする。

4 評議員会に出席した評議員（職員を除く）の報酬は5,000円（源泉徴収後の額）とする。

5 同日に理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会が開催された場合において、第3項及び第4項に該当しない議会に出席をしたとしても、報酬は重複して支給しない。

6 第3項及び第4項において、施設長等の施設職員が役員及び評議員の場合、報酬は支給しない。

（費用弁償）

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて次項の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

（1）理事長の命を受けて法人業務を執行した場合…実費

（支給方法）

第5条 第3条第1項の報酬については1日から月末までを一期間とし、翌月15日に支給する。

2 第3条第2項の報酬については、監査実施日に支給する。

3 第3条第3項及び第4項の報酬については、会議開催日に支給する。

4 第4条（1）の費用弁償については業務執行日に支給する。

（出張旅費）

第6条 役員等が法人業務のために出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後に清算することができる。

(改 廃)

第7条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年6月1日 改訂 第3条第2項を追加
3. 平成30年2月1日 改訂 第3条第3項から第6項及び第5条第1項から第4項